

令和 5 年度食品安全委員会運営計画（案）

令和 5 年 3 月 食品安全委員会

目 次

○	審議の経緯、委員名簿、専門委員名簿・・・・・・・・・・	1
第 1	令和 5 年度における委員会の事業運営方針・・・・・・・・	2
第 2	委員会の運営全般・・・・・・・・・・	2
第 3	食品健康影響評価の実施・・・・・・・・・・	3
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2	評価ガイドライン等の策定等	
3	「自ら評価」を行う案件の推進	
第 4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視・・・	4
1	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2	食品安全モニターからの報告	
第 5	食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進・・・・・・・・	4
1	食品健康影響評価技術研究の推進	
2	食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3	研究・調査事業の追跡調査、プログラム評価等の実施	
第 6	リスクコミュニケーション・情報発信の促進・・・・・・・・・・	6
1	様々な手段を通じた情報の発信	
2	「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3	関係機関・団体との連携体制の構築	
第 7	緊急の事態への対処・・・・・・・・・・	9
1	緊急事態への対処	
2	緊急事態への対処体制の整備	
3	緊急時対応訓練の実施	
第 8	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用・・・	10
第 9	国際協調の推進・・・・・・・・・・	10
1	国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
2	海外の研究者等の招へい	
3	海外の食品安全機関等との連携強化	
4	海外への情報発信	

<審議の経緯>

2023年1月26日 第38回企画等専門調査会

2023年1月31日 第887回食品安全委員会（報告）

2023年2月8日から3月9日まで 国民からの意見の募集

2023年3月28日 第894回食品安全委員会

<食品安全委員会委員名簿>

山本 茂貴 （委員長）

浅野 哲 （委員長代理 第一順位）

川西 徹 （委員長代理 第二順位）

脇 昌子 （委員長代理 第三順位）

香西 みどり

松永 和紀

吉田 充

<食品安全委員会企画等専門調査会専門委員名簿>

合田 幸広 （座長）

畝山 智香子（座長代理）

足立 真由 亀井 美和子

阿部 絹子 川崎 功博

有田 芳子 北見 麻里央

今村 知明 白岩 利恵子

浦郷 由季 田沼 恵理

太田 桂子 千葉 淳一

神村 裕子

<第38回企画等専門調査会専門参考人名簿>

横田 篤宣（農薬工業会技術部部長）

渡邊 治雄（公益財団法人黒住医学研究振興財団理事長）

第1 令和5年度における委員会の事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

第2 委員会の運営全般

（1）委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

（2）企画等専門調査会の開催

本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

（3）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

① 委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置

② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議

③ 関係する専門調査会等を合同で開催

（4）委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

（5）リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

（6）委員会におけるDXの取組について

食品健康影響評価書及び委員会が保有する毒性評価結果等について、知的財産上の配慮を講じつつ、オープンデータ化の構築に向けた調査・検討を行う。また、リスク評価業務の効率化や評価技術の高度化を図るため、データベースやAI等デジタル技術の活用可能性について検討を進める。

（7）事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保す

る。

第3 食品健康影響評価の実施

- 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施
最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。

- (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

特に、令和4年10月に評価要請が開始された農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。

- (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

- (3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

- 2 評価ガイドライン等の策定等

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定及び改正を進める。

本年度においては、遺伝子組換え食品等について、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）等の改正に向けた調査審議を引き続き行う。また、改正後の安全性評価基準（「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」等に名称変更予定。）に基づき、評価を行うための「技術的文書」（仮称）の検討を進める。

また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。

- 3 「自ら評価」を行う案件の推進

- (1) 「自ら評価」案件の選定

本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康

影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日食品安全委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等

「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。

「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項(情報収集等)について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。

また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和6年2月を目途に実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。)等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(2) 本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食

品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。
公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定）に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査の実施

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

3 研究・調査事業の追跡調査、プログラム評価等の実施

(1) 追跡評価の実施

これまでに行った研究事業及び調査事業について、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡評価を行う。

(2) プログラム評価の検討及び実施

研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についてプログラム評価を行う。

(3) ロードマップの改正等の検討

上記(1)(2)を踏まえて、必要に応じて調査・研究事業の充実

を図るとともに、今後委員会において推進すべき研究・調査の方向性を明示するため、ロードマップの改正に向けた検討を開始する。

第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進

消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての委員会の認知度の向上を図りながら、対象者に応じた様々な媒体・機会を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行う。令和2年度に実施した「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査」の結果において、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であったこと、また令和4年度に実施している「食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査」の内容を踏まえ、次の取組を実施する。

- ・ 報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発信する者に対する、科学的情報、特に食品安全委員会が行った食品健康影響評価に関する適切な情報提供及び意見交換
- ・ 妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報提供
- ・ 地方公共団体が主体的に行う情報発信・リスクコミュニケーションを支援

等を行う。

以下、意見交換会等の開催については、対象者、規模等に応じて、web会議システム、対面形式、ハイブリッド方式等の特性を踏まえ、いずれの方式で実施するかを検討する。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。

(1) ホームページ

食品安全に関心があり、情報を入手、利用又は発信しようとするときに、検索やSNSを通じて閲覧する者に向けて、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況、食品安全に関する最新の情報並びに妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生等、特定の階層を対象とした情報等をそれぞれ掲載するとともに、より見やすく・より容易に目的の情報に到達でき、関連の情報にも誘導できるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。

(2) SNS等

委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールの特性やその利用者に応じた内容での発信となるよう、各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。

① Facebook

委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、食品安全委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebook の拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。

② メールマガジン

メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。

③ ブログ

検索エンジンや Twitter 等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者に向けて、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用して Facebook で配信した内容等の食品安全に関する情報を蓄積し、機会を捉えた Twitter での情報発信の際の資産の場とする。

④ YouTube

検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻繁に映像や音声の情報を利用している者に向けて、意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えた Twitter や Facebook での発信の際の情報資産の場とする。

⑤ Twitter

報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高い Twitter の特性を活かし、食中毒の防止法等、身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会の活動に結びつけて情報発信する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」や「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、委員会の活動等に対する理解促進を図る。

加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。

食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者の食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進を図るため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説講座

リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する（食品の安全性の確保に向けて必要な施策・措置を講じる責務を有する食品関連事業者及び行政担当者並びに食品安全分野に係る研究者等を対象）。

(2) 意見交換会、講師派遣等

地方公共団体、消費者団体、学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及や委員会の認知度向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式（相互対話、講演、ブース展示等）について決定する。なお、これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮するとともに、必要に応じて、リスクコミュニケーションの事務の総合調整を行う消費者庁と連携を図りながら実施する。

委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修にも協力する。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。

(2 (2) 参照)

さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。

特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。

(4) 報道関係者との意見交換

意見交換会の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。

(5) 学術団体との連携

我が国の食品安全に関する研究の充実、食品の安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のためには学術団体との更なる連携強化が必要である。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演やブース出展等を行う。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対応体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした実務者研修等を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の公式発表や学術誌に掲載された論文等の情報を毎日収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるように的確に整理した上で「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協調を推進するため、以下の取組を行う。

1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

2023年5月 JMPRトレーニングコース

7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2023

9月 EUROTOX2023

9月

レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2023

9月 JMPR

2024年3月 米国毒性学会（SOT）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。

2 海外の研究者等の招へい

新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。その一環として、令和5年の委員会の設立20周年を記念して、海外のリスク評価に係る機関を招いた国際シンポジウムを開催する。

4 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。

令和5年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

月	調 査 審 議 事 項
令和5年6月	○ 令和4年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 令和5年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
11月	○ 令和5年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 令和5年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
令和6年1月	○ 令和6年度食品安全委員会運営計画について ○ 令和5年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 令和5年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

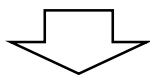
令和5年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

月	事 項
令和5年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
令和6年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

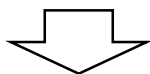
令和5年度の研究事業評価実施スケジュール

〔令和4年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（令和5年7～8月）



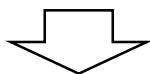
食品安全委員会への報告（令和5年9月）



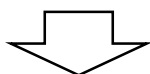
研究成果発表会（令和5年12月）

〔令和5年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限
（令和5年11月）



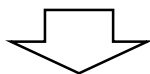
中間評価の実施（令和5年12月）



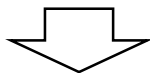
食品安全委員会決定（令和6年2月）

令和6年度新規研究課題決定までのスケジュール

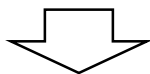
令和6年度に優先的に実施すべき研究課題の決定
(令和5年9月)



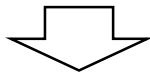
研究課題の募集
(令和5年10月)



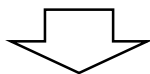
書面審査
(令和5年11月～12月)



ヒアリング審査
(令和6年1月)



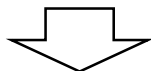
研究課題候補の選定及び調査対象課題との調整
(令和6年1月～2月)



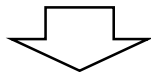
新規研究課題の食品安全委員会決定
(令和6年2月～3月)

令和6年度に実施する調査課題の選定

令和6年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
(令和5年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整
(令和6年1月～2月)



食品安全委員会決定
(令和6年2月)

「令和 5 年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する意見・情報の
募集結果について

1. 実施期間 令和 5 年 2 月 8 日～令和 5 年 3 月 9 日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 3 通

4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	1. リスクコミュニケーション・情報発信の促進は（本年度は削除されているものの）全項目重点事項に格上げ頂きたい。新型コロナウイルスでデマが拡がった事象を鑑みると、重点事項として取り組むに相応しいからである。検討願う。関連して少し後の「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発の項では、＜偏った情報に左右されず、＞の文言を文頭に置くべきである。	重点事項欄は、この部分に記載する内容が以降の各論本文中にも登場することから、重複記載をなくし、読みやすくする観点から、リスクコミュニケーション部分だけではなく、全体として削除しました。これは体裁上の削除で、リスクコミュニケーションの重要性が下がったということではありません。食品安全委員会がリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行っていくことはこれまでと変わりません。 「偏った情報に左右されず、」については、第 6 の 2 の柱書「食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進」にその趣旨が含まれると考えています。
	2. SNS 等の項目におけるフォロー（してほしい）アカウント名は、フェイクアカウントの観点から冗長であったとしても、委員会と略さず、正確を期すべきである。アカウント	ご指摘いただきました点を踏まえ、「令和 5 年度食品安全委員会運営計画（案）第 6、1、(2)、①Facebook」の冒頭部分の「委員会」の記載を、

	名に限っては旧の文言が適切に表現しており、改悪と言える。	「委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」」に変更させていただきます。
2	1. 評価ガイドラインの見直しを着実に進めてください。2023年度予定している遺伝子組換え食品等の調査審議を引き続き実施してください。また、整備されていない分野の健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。 【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドライン等の策定等】 に関して リスク評価実施にあたり、評価ガイドラインは重要です。当会は運営計画の「遺伝子組換え食品の安全性評価基準」の改正に向けた調査審議および改正後の評価を行うための「技術的文書」の検討について前向きに評価します。世界の遺伝子組換え農作物の栽培面積は、年々増加しており、消費者は関心を持っています。消費者の安全・安心な食生活を守るため、引き続き進めてください。	昨年10月以降、遺伝子組換え食品等専門調査会において、新たな解析技術として次世代シーケンサーによる解析の記載などについてご議論頂くとともに、安全性評価基準の評価項目について重複の解消や用語の整理について議論をすすめており、その内容については透明性を確保するため公開しております。 また、これまで評価を行ってきた事例を踏まえ、個別評価の中で積み重ねてきた評価の考え方を整理するとともに、科学技術等をその体系の中に整合的に取り込むため、安全性評価基準を補完する技術的文書（仮称）を作成することとしています。 引き続き遺伝子組換え食品等専門調査会での議論を踏まえ、安全性評価基準等の整備を進めて参ります。 なお、現在作成されていない分野に関する遺伝子組換え食品等の安全性評価に関するガイドラインについては、今後必要に応じて整備及び見直しを進めて参ります。
	2. 過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。リスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的な再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してください。	食品添加物の安全の確保については、食品添加物の基準や規格を定める厚生労働省と評価機関である食品安全委員会が連携して取り組んでおります。頂いたご意見については、具体的なリスク管理措置に関わるものであり、リスク

【第3 食品健康影響評価の実施 3「自ら評価」を行う案件の推進】 に関して 食品安全基本法が制定され、貴委員会が発足して以降、食品添加物の指定に関して適切にリスク評価が行われ、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性評価が不十分なものも存在します。 2021年度から開始された農薬の再評価制度のように、食品添加物についても国内外の最新の科学的知見を収集し、定期的に優先順位を設定したうえで、適切に評価するという一連の仕組みの構築を厚生労働省と協議してください。 食品添加物の基準や規格を定める役割は厚生労働省ですが、厚生労働省と協議して対応を検討することは可能だと考えます。積極的な取り組みを要望します。	管理機関である厚生労働省にお伝えいたします。 リスク管理機関における情報収集・分析に基づき、食品添加物の規格・基準を設定・変更しようとする場合には、食品健康影響評価を行う等、引き続き食品添加物の安全の確保に向けて、連携して取り組んでまいります。
3. 引き続きリスクコミュニケーションの充実を図り、国民が食品安全委員会をより身近に感じ、正しい情報を確実に得られるような工夫を行ってください。特に、いわゆる「健康食品」についての消費者のリテラシー向上のための取り組みや、近年、不安の声が上がり始めている、新規食品（培養肉等）についての情報提供をお願いします。 【第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進 1 様々な手段を通じた情報の発信】に関して 2023年度運営計画（案）では、ホームページやSNSを含めた情報発信・リスクコミュニケーションについて、「対象者に応じた媒体・機会	デジタルを活用していない消費者とのリスクコミュニケーションについて、運営計画では、二次利用を意識した情報提供を行うこととしています。これは、報道、自治体、食品事業者、消費者団体等の方に、デジタル以外の手法も含めた様々な手法で、食品安全委員会の情報を活用して消費者に届けていただくことを想定しています。食品安全委員会としては対面で行う従来の手法も継続していくところですが、食品安全委員会の発信する科学的な情報をさらに普及するため、多くの皆様に

を活用する」といった文言に修正されるなど、引き続きリスクコミュニケーションにおけるデジタル化が進んでいます。一方で、食品安全は幅広い年代層の消費者が関係するものです。デジタルを活用していない消費者とも引き続きリスクコミュニケーションが図れるよう、従来の情報源も踏まえて選択肢を増やすよう一層の努力を求めます。 また、いわゆる「健康食品」について、十分な理解をしないままに摂取することによるリスク等についての理解を広げることが求められています。消費者の周りには、機能性表示食品をはじめとする多種多様な「健康食品」が存在し、幅広い世代が気軽に摂取している一方で、その正しい使い方やリスクについて学ぶ機会が少なく、健康被害が発生しています。一つでも多くの健康被害を減らすため、貴委員会の公式ホームページやSNS等も活用し、分かりやすく丁寧なリスクコミュニケーションを行ってください。 特に「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者にとって有用な情報であり、広く周知されるべきです。この報告書やメッセージに関する冊子や情報の認知度の向上に努めてください。また、必要に応じて、厚労省、消費者庁、地方自治体や消費者団体等と連携を図り、重点的に進めてください。 さらに、現在国民の代替たんぱく質（培養肉等）への関心が高まってきています。貴委員会では、情報収集や調査事業を行っていることと承知しております。リスク評価機関として、食品の安全確保のため、国際機関や諸外国のリスク評価の手法や動向についても調査を進め、その結果	ご協力いただけますよう努めます。 「健康食品」については、YouTubeに5本の動画を公開しているほか、令和4年度に報道関係者向け、一般向けと2回意見交換会を行ったところです。また、講師派遣としても3回行っています。このうち1回は消費者庁が自治体と共催する意見交換会への講師派遣となっています。 これからも、関係省庁のみならず、消費者団体等を含めた様々な関係者と連携を図りながら取組を進めます。 新規食品（培養肉等）については、令和3年度に、代替たんぱく質の安全性評価手法の検討に資するため、培養肉、昆虫食、昆虫由来飼料、その他代替たんぱく質食品に関する知見の収集及び整理を行う調査事業を行ったほか、米国食品医薬品庁（FDA）やドイツ連邦食糧農業省（BMEL）の培養肉に関する情報等、海外の情報を提供しています。引き続き情報収集を行うとともに、より分かりやすい情報提供に努めます。
--	--

	を消費者や事業者に分かりやすく情報提供してください。	
3	1. 「最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。」とありますが、主に申請者が提出した資料に基づいて評価している限り、「客観的かつ中立公正な評価」などできるはずがない。第三者の作成した資料に限定して評価すべき。	農薬や食品添加物など企業等からの申請を受けて行う食品健康影響評価においては、企業等申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果等も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。
	2. 委員会の委員は過去3年間一定上の金品を企業から受け取っていると、原則なれないことになっているが、基準がゆるく、それぞれで年間99万円であれば、合計で900万円近く企業から受け取っていても委員になって審査できるのは異常。本来、ゼロ円でなければならないが、百歩譲っても一桁減らすべき。株式5%以上というのも緩すぎる。一株でも保有していたら?とすべき。	食品安全委員会の委員及び専門委員の利益相反に関する取扱いについては、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に定めています。 御意見を頂きました基準については、平成24年に、「海外の主要なリスク評価機関等や国内の主な機関等における利益相反規定の有無及び内容に関する調査」（平成22年食品安全確保総合調査事業）の調査結果を踏まえ、国内の学会等での規程を参考に当該基準の規定を見直し、決定したものです。
	3. 委員に就任する際には、「該当しない」という誓約書では不十分で、基準ごとの数字を明確にした上で、一般にも公表すべき。	食品安全委員会における調査審議の中立性・公正性の確保は重要であり、御指摘の点を含め、必要な検討を行ってまいります。

※いただいたものをそのまま掲載しています。

5. いただいた意見・情報を踏まえた修正箇所

修正箇所※	食品安全委員会第894回会合資料（変更後）	食品安全委員会第887回会合資料（変更前）
6頁 第6 1（2）①	<u>委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」</u> をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、食品安全委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebook の拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。	<u>食品安全委員会</u> をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、食品安全委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebook の拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。

※修正箇所は、第894回会合資料における頁

令和 5 年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表（案）

項 目	令和 5 年度運営計画	令和 4 年度運営計画
第 1 令和 5 4 年度にお ける委員会 の事業運営 方針 運営の 重点事項	食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第 2 1 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 2 4 年 6 月 2 9 日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。	<u>（1）事業運営方針</u> 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第 2 1 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 2 4 年 6 月 2 9 日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。
	（削る） （削る）	<u>（2）重点事項</u> <u>① 食品健康影響評価の着実な実施</u> <u>食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の改正の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</u> <u>本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。</u> <u>a. 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し</u> <u>遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 1 6 年 1 月 2 9 日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 1 6 年 3 月 2 5 日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。</u> <u>その他の評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の見直しの可否を検討する。</u> <u>b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施</u> <u>農薬取締法（昭和 2 3 年法律第 8 2 号）第 8 条の規定による再評価を受ける農薬に関し、評価要請がなされた場合、評価指針等に基づき評価を進める。</u> <u>c. 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の実施</u> <u>食品安全委員会の調査事業や農林水産省のサーベイランスにより蓄積された関連データ等を用いて、養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を推進するため、評価の手法の検討や評価に必要な情報の特定を進める。</u> <u>② リスクコミュニケーションの戦略的な実施</u> <u>消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を活用したリス</u>

	(削る) (削る)	<u>コミュニケーションを実施する。</u> ③ 研究・調査事業の活用 <u>「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成２２年１２月１６日食品安全委員会決定（令和元年８月２７日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。</u> ④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化 <u>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</u> <u>また、ウェブ会議システムやメール等を利用し、引き続き、海外の食品安全機関等と食品健康影響評価に関する情報交換を実施して連携強化を図る。</u>
第２ 委員会 の運営全般	(１) 委員会会合の開催 原則として、毎週１回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。 (２) 企画等専門調査会の開催 本年度の企画等専門調査会については、別紙１のスケジュールで開催する。 (３) 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催 食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。 ① 委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置 ② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議 ③ 関係する専門調査会等を合同で開催 (４) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。 (５) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。 (６) 委員会におけるＤＸの取組について <u>食品健康影響評価書及び委員会が保有する毒性評価結果等について、知的財産上の配慮</u>	(１) 委員会会合の開催 原則として、毎週１回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。 (２) 企画等専門調査会の開催 本年度の企画等専門調査会については、別紙１のスケジュールで開催する。 (３) 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催 食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。 ① <u>原則として</u>委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置 ② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議 ③ 関係する専門調査会等を合同で開催 (４) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。 (５) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。 (新設)

	<u>を講じつつ、オープンデータ化の構築に向けた調査・検討を行う。また、リスク評価業務の効率化や評価技術の高度化を図るため、データベースやA I 等デジタル技術の活用可能性について検討を進める。</u>	
	(7) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。	(6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。
第3 食品健康影響評価の実施	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 <u>最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</u> (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 <u>特に、令和4年10月に評価要請が開始された農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。</u> (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。 (3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。 2 評価ガイドライン等の策定等 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定及び改正を進める。 本年度においては、遺伝子組換え食品等について、<u>「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）等の改正に向けた調査審議を引き続き行う。また、改正後の安全性評価基準（「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」等に名称変更予定。）に基づき、評価を行うための「技術的文書」（仮称）の検討を進める。</u> また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。 (3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。 2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。 本年度においては、遺伝子組換え食品等について、<u>これまでの食品健康影響評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。</u> <u>ベンチマークドーズ法について、ベイズ統計学に基づく手法の導入についての国際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」（令和元年10月29日食品安全委員会決定）の改正を検討する。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。</u>

	3 「自ら評価」を行う案件の推進 (1) 「自ら評価」案件の選定 本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。	3 「自ら評価」を行う案件の推進 (1) 「自ら評価」案件の選定 本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。
	(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等 「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。 「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。	(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等 「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。 「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。
第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。	1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。
	2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。 また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和6年2月を目途に実施する。	2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。 また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和5年2月を目途に実施する。
第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	<u>「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。</u>	
	1 食品健康影響評価技術研究の推進 (1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。	1 食品健康影響評価技術研究の推進 (1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。
	(2) 本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。	(2) 本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。
	(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュー	(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュー

ールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。	ールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。
(4) 適正な経理の確保 <u>研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定）に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。</u>	(4) 適正な経理の確保 <u>研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。</u>
(5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当国会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当国会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。	(5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当国会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当国会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。
2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。	2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。
(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。	(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。
3 研究・調査事業の<u>追跡調査、プログラム評価等</u>の実施 (1) <u>追跡評価の実施</u> これまでに行った研究事業及び調査事業について、<u>研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等</u>に着目した追跡評価を行う。 (2) <u>プログラム評価の検討及び実施</u> <u>研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についてプログラム評価を行う。</u> (3) <u>ロードマップの改正等の検討</u> <u>上記（1）（2）を踏まえて、必要に応じて調査・研究事業の充実を図るとともに、今後委員会において推進すべき研究・調査の方向性を明示するため、ロードマップの改正に向けた検討を開始する。</u>	3 研究・調査事業の「<u>プログラム評価</u>」に向けた<u>追跡評価</u>の実施 これまでに行った研究事業及び調査事業の<u>活用状況</u>について確認し、その結果について追跡評価を行う。

第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進	消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての<u>委員会</u>の認知度の向上を図りながら、<u>対象者に応じた様々な媒体・機会</u>を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行う。令和2年度に実施した「<u>食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査</u>」の結果において、<u>消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であったこと、また令和4年度に実施している「食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査」</u>の内容を踏まえ、次の取組を実施する。 ・ <u>報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発信する者に対する、科学的情報、特に食品安全委員会が行った食品健康影響評価に関する適切な情報提供及び意見交換</u> ・ <u>妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報提供</u> ・ <u>地方公共団体が主体的に行う情報発信・リスクコミュニケーションを支援</u> 等を行う。 <u>意見交換会等の開催については、対象者、規模等に応じて、web 会議システム、対面形式、ハイブリッド方式等の特性を踏まえ、いずれの方式で実施するかを検討する。</u>	消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての<u>食品安全委員会</u>の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施し、引き続き情報発信を積極的に行う。本年度の重点テーマは「<u>農薬</u>」とする。 <u>農薬について一般的に誤解が生じていることが多いこと、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であることなどの令和2年度に実施した食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査の報告を踏まえ、次の取組を実施する。</u> a. <u>SNSの拡散機能を活用しながら、一般消費者に親しみやすい動画の配信等を行う。</u> b. <u>対象者に応じた媒体・機会を用いることにより効果的に行う。</u> <u>具体的には、</u> ・ <u>妊娠期・乳幼児をもつ保護者向けの情報、小中学生向け情報等の提供</u> ・ <u>地方公共団体に対する科学的情報の適切な発信の支援</u> ・ <u>報道関係者、食品関係事業者等との意見交換</u> 等を行う。 <u>意見交換会等の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意し、オンラインシステム等のツールを活用する。</u>
	1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。 (1) ホームページ <u>食品安全に関心があり、情報を入手、利用又は発信しようとするときに、検索やSNSを通じて閲覧する者に向けて、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況、食品安全に関する最新の情報並びに妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生等、特定の階層を対象とした情報等をそれぞれ掲載するとともに、より見やすく・より容易に目的の情報に到達でき、関連の情報にも誘導できるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。</u>	1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性について、最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。 (1) ホームページ <u>食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。また、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。</u>

	(2) SNS等 <u>委員会</u>の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールの<u>特性やその利用者</u>に応じた内容での発信となるよう、<u>各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。</u> ① Facebook <u>委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者</u>に向けて、<u>食品安全委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebookの拡散機能</u>や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。 ② メールマガジン <u>メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者</u>に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。 ③ ブログ <u>検索エンジンやTwitter等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者</u>に向けて、<u>発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用してFacebookで配信した内容等</u>食品安全に関する情報を蓄積し、<u>機会を捉えたTwitterでの情報発信の際の資産</u>の場とする。 ④ YouTube <u>検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻繁に映像や音声の情報を利用している者</u>に向けて、<u>意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えたTwitterやFacebookでの情報発信の際の資産</u>の場とする。 ⑤ Twitter <u>報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高いTwitterの特性を活かし、食中毒の防止法等、身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会</u>の活動に結びつけて情報発信する。 (3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成 委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」や「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。 リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、<u>委員会</u>の活動等に対する理解促進を図る。 加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。 (4) 食品の安全性に関する用語集 食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安	(2) SNS等 <u>食品安全委員会</u>の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、<u>ツールの利用者や特性</u>に応じた内容での発信となるよう各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。 ① Facebook <u>食品安全委員会</u>をフォローし、ある程度専門的な知識をもつ<u>ユーザー層</u>に対し、<u>機動的な対応が必要な健康被害案件や季節性を考慮した記事等</u>利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。 ② メールマガジン <u>メールマガジンに登録している関心の高い読者を対象に、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。</u> ③ ブログ <u>検索エンジンやリンクからのアクセスが容易で誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebookで配信した内容を掲載し、食品の安全に関する情報提供</u>の場とする。 ④ YouTube <u>文字情報だけでは伝えられない情報をわかりやすく伝えられる、また、検索・おすすめ等で長くアクセスが得られる一方、詳細な情報は伝えにくい、という動画の特性を踏まえつつ、事業者、消費者等対象を意識した情報を発信する。</u> ⑤ Twitter <u>一般消費者が情報収集の手段として用い、拡散力の高いTwitterの特性を活かしつつ、食中毒の防止法等、一般消費者にとって身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを中心に</u>情報発信する。 (3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成 委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」や「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。 リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、<u>食品安全員会</u>の活動等に対する理解促進を図る。 加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。 (4) 食品の安全性に関する用語集 食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安
--	---	---

	全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。 食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。	全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。 食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。<u>意見交換会では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。</u>
2	「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 消費者の食品安全に<u>関する科学的知見に対する理解の促進を図る</u>ため、以下の取組を行う。	2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 <u>一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。</u>
	(1) 評価書等の解説講座 <u>リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する（食品の安全性の確保に向けて必要な施策・措置を講じる責務を有する食品関連事業者及び行政担当者並びに食品安全分野に係る研究者等を対象）。</u>	(1) 評価書等の解説講座 <u>食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるために、リスク評価等の進捗に応じ、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する。</u>
	(2) 意見交換会、講師派遣等 地方公共団体、消費者団体、<u>学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及や委員会の認知度向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式（相互対話、講演、ブース展示等）について決定する。なお、これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮するとともに、必要に応じて、リスクコミュニケーションの事務の総合調整を行う消費者庁と連携を図りながら実施する。</u> 委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修<u>にも協力する。</u>	(2) 意見交換会、講師派遣等 <u>波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。</u> <u>また、広く一般消費者を対象に地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等については、食品安全委員会の認知度向上等の効果が一定程度得られるよう主催者と協議の上、講師を派遣する。さらに、大学等の教育機関に講師を派遣し、食品の安全性に関する科学的知見に対する理解促進を図る。</u> これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮する。<u>食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。</u>
	(3) 訪問学習受入れ 食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。	(3) 訪問学習受入れ 食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。
	(4) 食の安全ダイアルの活用 食の安全ダイアルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や<u>消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実を図る。また、食の安全ダイアル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。</u>	(4) 食の安全ダイアルの活用 食の安全ダイアルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイアル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。
3	関係機関・団体との連携体制の構築 (1) リスク管理機関との連携 関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもつ	3 関係機関・団体との連携体制の構築 (1) リスク管理機関との連携 関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった

	た情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。	情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。
	（２）地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。（２（２）参照） さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。	（２）地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。（２（２）参照） さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。
	（３）消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。 特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。	（３）消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。 特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。
	（４）報道関係者との意見交換 <u>意見交換会の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。</u>	（４）報道関係者との意見交換 <u>食品安全委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。本年度は、特に農薬について意見交換会を実施するほか、意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。</u>
	（５）学術団体との連携 <u>我が国の食品安全に関する研究の充実、食品の安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のためには学術団体との更なる連携強化が必要である。</u>具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演やブース出展等を行う。	（５）学術団体との連携 <u>食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。</u>具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演とブース出展等を行う。
第 7 緊急の事態への対処	1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。	1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。
	2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検	2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検

	証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。	証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。
	3 緊急時対応訓練の実施 4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした<u>実務者研修等</u>を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。	3 緊急時対応訓練の実施 4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした<u>新任者研修及び情報提供の知識・技能を養うこと</u>を目的とした<u>実務研修</u>を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。
第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の<u>公式発表</u>や学術誌に掲載された論文等の<u>情報</u>を毎日収集する。 収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような<u>確に整理した上で</u>「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。 加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。	国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、<u>毎日</u>収集する。 収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような<u>確な整理及び分析</u>を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。 加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。
第9 国際協調の推進	<u>国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協調を推進するため、以下の取組を行う。</u> 1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。 <u>2023年5月 JIMPRトレーニングコース</u> <u>7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2023</u> <u>9月 EUROTOX2023</u> <u>9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2023</u> <u>9月 JIMPR</u> <u>2024年3月 米国毒性学会（SOT）</u> また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。	1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。 <u>2022年6月 第37回OECD農業作業部会</u> <u>7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2022</u> <u>8月 ドイツ連邦リスク評価機関（BfR）サマーアカデミー</u> <u>9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）</u> <u>2023年3月 米国毒性学会（SOT）</u> また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。
	2 海外の研究者等の招へい 新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。	2 海外の研究者等の招へい 新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、<u>これに伴う海外からの入国制限が十分緩和されたと判断できる場合</u>、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

3 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。<u>その一環として、令和5年の委員会の設立20周年を記念して、海外のリスク評価に係る機関を招いた国際シンポジウムを開催する。</u>	3 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催する<u>する</u>とともに、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。
4 海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。	4 海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。

食品安全基本法に定める基本理念等に基づき、**国民の健康の保護を最優先に、所掌事務を円滑かつ着実に実施。委員会の業務改善に向け、オープンデータ化の構築に向けた調査・検討等のDXの取組を進める。**

食品健康影響評価の着実な実施

最新の科学的知見に基づく、**客観的かつ中立公正なリスク評価の推進**

- **農薬の再評価**について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。

評価の一貫性の確保、調査審議の透明性の確保及び円滑化のための評価ガイドラインの改正。

- 「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」等の改正に向けた調査審議を引き続き行う。また、評価を行うための「技術的文書」（仮称）の検討を進める。
- 疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進める

研究・調査事業の推進

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（ロードマップ）等を踏まえた、**研究・調査を計画的に実施、その成果の食品健康影響評価への活用**

- ロードマップを踏まえた、研究・調査の優先課題を策定、公募し、食品健康影響評価等に真に必要なものを選定する。
- 研究事業及び調査事業の意義並びに成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡調査、プログラム評価※を実施する。また、これらを踏まえ、ロードマップの改正の検討を開始する。

※研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価

リスクコミュニケーションの促進

食品健康影響評価等の**食品の安全性に関する最新の科学的知見を迅速に発信**

- HP、SNS等それぞれの媒体の特性を踏まえた情報発信
- 食品安全に関する各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」の必要に応じた見直し

食品安全に関する**科学的知見に対する理解の促進**と関係機関等との連携

- 食品健康影響評価等の理解を深める講座（精講）を開催
- 報道関係者、事業者等との意見・情報の交換

国際協調の推進

国際会議への委員等の派遣や海外の研究者の招へい

食品安全関係の**海外の機関（EFSA等）との情報交換や連携の推進**

食品健康影響評価の概要等を海外に情報発信

- 英文ジャーナル「Food Safety」の定期発行
- 食品健康影響評価の概要の英語版HPへの掲載